

町田市小野路宿里山交流館条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市小野路宿里山交流館条例

### (設置)

第1条 地域の歴史、文化等を継承する場及び地域住民と地域住民又は来訪者との交流を促進する場を提供し、もって町田市（以下「市」という。）の観光の振興に寄与するため、町田市小野路宿里山交流館（以下「交流館」という。）を町田市小野路町888番地1に設置する。

### (施設)

第2条 交流館には、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 交流スペース
- (2) 情報コーナー
- (3) 和室
- (4) 土蔵
- (5) 製茶場

### (事業)

第3条 交流館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の歴史、文化等に係る資料（以下この条において「地域資料」という。）に関する情報及び市の観光情報等の案内に関すること。
- (2) 地域資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 地域資源（地域資料及び地域資料に精通している地域住民をいう。）を活用した体験活動に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要なこと。

### (開館時間)

第4条 交流館の開館時間は、次の各号に掲げる期間に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

( 1 ) 1月、2月、11月及び12月 午前8時から午後5時まで

( 2 ) 3月から10月まで 午前6時から午後7時まで

( 休館日 )

第5条 交流館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

( 入館料 )

第6条 交流館の入館料は、無料とする。

( 施設の専用利用 )

第7条 第2条第3号から第5号までに掲げる施設を専用利用しようとする者は、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の専用利用の承認をする場合において、施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないことができる。

( 1 ) 施設を損傷するおそれがあるとき。

( 2 ) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

( 3 ) 施設の管理上支障があると認められるとき。

( 4 ) 専ら営利を目的とするとき。

( 5 ) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めるとき。

( 利用承認の取消し等 )

第8条 市長は、前条第1項の規定により専用利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、専用利用の承認を取り消し、専用利用を制限し、又は専用利用の停止を命ずることができる。

( 1 ) この条例又はこの条例に基づく市規則(以下「規則」という。)に違反したとき。

( 2 ) 前条第 2 項の条件に違反したとき。

( 3 ) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

( 4 ) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。

( 5 ) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

( 使用料 )

第 9 条 利用者は、別表に定める額の施設の専用利用に係る料金（以下「使用料」という。）を前納しなければならない。

( 使用料の不還付 )

第 10 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

( 使用料の減免 )

第 11 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

( 行為の制限 )

第 12 条 利用者は、第 7 条第 1 項の承認に係る行為以外の行為をしてはならない。

( 利用権の譲渡等の禁止 )

第 13 条 利用者は、専用利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

( 入館の制限 )

第 14 条 市長は、交流館の入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

( 1 ) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

( 2 ) 前号に掲げるもののほか、交流館の管理上支障があると認められるとき。

( 原状回復の義務 )

第 15 条 利用者は、施設の専用利用を終了したとき、又は第 8 条の規定により専用利用の承認を取り消され、若しくは専用利用を停止されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

( 損害賠償 )

第 1 6 条 交流館の施設等に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

( 委任 )

第 1 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 8 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表 ( 第 9 条関係 )

施設	利用単位及び使用料 ( 円 )		
	午前 ( 午前 9 時から午後 1 時まで )	午後 ( 午後 1 時から午後 5 時まで )	全日 ( 午前 9 時から午後 5 時まで )
和室 ( 1 )	2 0 0	2 0 0	4 0 0
和室 ( 2 )	2 0 0	2 0 0	4 0 0
土蔵			1 , 2 0 0
製茶場			8 0 0